

自動車ウインドウフィルムのフロントガラス3面への施工に関するガイドライン

令和7年2月4日

日本自動車用フィルム施工協会

令和5年1月13日に自動車局整備課整備事業班長名で出された事務連絡「指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について」以降、日本自動車用フィルム施工協会（JCAA）は日本ウインドウ・フィルム工業会と共に国土交通省に解釈について確認を繰り返した結果、フロント3面にカーウインドウフィルムを貼付する場合は、道路運送車両の保安基準29条、細目告示195条117条が適応されるとの最終回答を国土交通省自動車局整備課より得る事が出来た。

また、「フィルムを貼付した車両の車検は保安基準及び審査事務規程で検査判定を行っており、指定工場も審査事務規程に基づき判定を行うように国土交通省は指導している。」との情報を得た。

以上の事により、法令順守の観点から会員に対し日本自動車用フィルム施工協会の指針を示す。

フィルム施工時のガイドライン

フロント3面にフィルムを貼り付けた場合は審査事務規程 1 9-4 窓ガラスの透過率と同様の確認作業を行う事

- 1.規定を満たした測定器 2 を用いて可視光線透過率70%以上である事を必ず確認する。
- 2.可視光線透過率測定器は測定毎に校正を行う。
- 3.実際に測定した可視光線透過率測定結果は顧客に提供し、自社では記録・保管する事。
- 4.自動車審査(車検)時など事前に顧客より要望があった場合等、施工後も必要に応じて可視光線透過率の測定を行う事。

1 審査事務規程とは独立行政法人自動車技術総合機構（NALTEC）が 自動車の検査において、自動車の造装置が「道路運送車両の保安基準」に適合している状態であるかを判断するために必要な内容が具体的に規定されています。

審査事務規程 9-4 窓ガラスの透過率(可視光線透過率測定器)「フィルム類その他が装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装されていることが確認されたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。なお、可視光線透過率測定器は、計測する受検車両毎に校正を行うこと。」

2 規定を満たす測定器(可視光線透過率測定器)

- 1.保安基準細目告示 別添 37 (窓ガラス技術基準)

「可視光線透過率・可視光線透過率試験・試験装置」

「可視光線透過率試験は規格下限値を満足するか確認するために行う」

2. JIS R3212 (自動車用安全ガラスの試験方法)

以下引用規格

・ JIS Z8701 (色の表示法) ・ JIS Z8781-3 (CIE 三刺激値) ・ JIS Z8781-2 (CIE 測色用標準イルミネント)